

第15回（2020年度）秦藤樹博士記念学術奨励賞の募集について

秦藤樹博士記念学術奨励賞は、北里学園及び北里研究所（合併により平成20年度から学校法人北里研究所に名称変更）における教育・研究並びに両法人の経営等に多大なる貢献をされました、故・秦藤樹先生のご遺族よりのご寄付を財源として制定されたもので、「がんに関する研究及び医療」に功績のあった研究者及び医療従事者等に対して表彰を行うものです。

つきましては、第15回秦藤樹博士記念学術奨励賞の募集を行いますので、ご希望の方は下記により推薦書・候補者調書等をご提出ください。

記

I. 応募資格

学校法人北里研究所に所属する研究者・医療従事者等

II. 応募要件 以下のいずれかとする。

- ①がんの予防・医療・看護等に関する研究業績が顕著な個人又はグループ
- ②がん患者の治療やケア等、医療技術の向上に貢献した個人又はグループ

III. 表彰事項

1. 受賞者には表彰状並びに奨励金（金25万円）を授与する。
2. 表彰件数は、年2件以内とする。

IV. 応募手続き

募集期間 2020年11月2日（月）～11月30日（月）
提出先 応募者は所属する部門（学部等）の事務室へ推薦書・候補者調書等をご提出ください。

V. 決定通知 2021年3月末日までに推薦者及び応募者に通知します。

VI. 推薦書・候補者調書作成の留意事項

○推薦書及び候補者調書は、本学のホームページからダウンロードして作成してください。

－推薦書－

1. 「課題名」欄

候補者調書における「研究課題・取組み課題名」を記入してください。

2. 「推薦理由」欄

当該候補者を本奨励賞に推薦する理由を具体的に記入してください。

－候補者調書－

1. 「申請区分」欄

1. 研究業績 又は 2. 医療技術の向上 のどちらかに○を付けてください。

2. 「研究課題又は取組み課題名」欄

これまで行ってきた“がん”に関する研究又は取組みについての業績（功績）等がわかるような課題名にしてください。

3. 「候補者略歴」欄

①職歴、②過去の受賞歴、③学会等の役員等歴を箇条書きで記入してください。

4. 「研究課題・取組み等の概要及び業績(功績)の詳細」欄

①応募する研究課題、取組み課題の特色・意義等及び②候補者の果たした役割などについて具体的に記述してください。

5. 「業績(功績)に関連する主要文献等」欄

①著者名、表題、掲載誌、巻のページ（年）等を記入してください。（5件以内）

さらに、各々の文献内容の概要を3行以内程度で紹介してください。

②学会等発表や講演などについての記入も可です。

③業績の主体となる文献等を2件、添付してください。（各10部、コピーでも可）

※グループでの応募の場合でも添付する文献は2件です。

6. 「その他特記事項」欄

その他、アピールすることがあればご自由にお書きください。

注：グループでの応募の場合は、下記のとおりご提出ください。

1. 推薦書の候補者欄に研究代表者を先頭として全候補者連名で記載のうえ、1部のみご提出ください。

2. 候補者調書の1/3頁（上記説明の1～4の欄のある頁）は各候補者について人数分作成し、2/3頁及び3/3頁は代表者1名が作成のうえご提出ください。

7. 授賞式及び講演

北里柴三郎先生90年祭（2021年6月13日（日）予定）に合わせて執り行います。

お問合せ先 学部等事務室 又は
研究支援センター事務室（042-778-9757）

北里大学秦藤樹博士記念学術奨励賞表彰規程

平成18年 9月15日制定
平成20年 4月 1日改正
平成26年11月21日改正
平成28年11月 1日改正
2020年10月 8日改正

(趣旨)

第1条 この規程は、北里大学におけるがんに関する研究及び医療に功績のあった研究者、医療従事者等に対する秦藤樹博士記念学術奨励賞(以下「奨励賞」という。)の表彰に必要な事項を定める。

(応募資格)

第2条 奨励賞に応募できる者は、本学に所属する研究者、医療従事者等とする。

(表彰対象)

第3条 表彰の対象は、次の各号に該当するものとする。

- (1) がんの予防、医療、看護等に関する研究業績が顕著な個人又はグループ
- (2) がん患者の治療及びケア等、医療技術の向上に貢献した個人又はグループ
- (3) 前2号のほか、特に表彰に値する個人又はグループ

(応募方法等)

第4条 奨励賞の応募は、募集要項に定めるところにより所定の推薦書及び候補者調書を学長に提出する。

(表彰)

第5条 受賞者には、表彰状及び奨励金を授与する。

2 奨励金額は、1件金25万円とし、年2件以内とする。

(奨励金の資金)

第6条 本奨励金は、秦家からの寄附金を財源とする。

(選考委員会)

第7条 奨励賞受賞対象者を選考するために選考委員会を置く。

2 選考委員会は、応募者の研究領域を踏まえ、次の各号に掲げる委員5人から7人により構成する。

- (1) 学長が指名した者 1人
- (2) 研究科から選出された者 若干人
- (3) 学識経験者 若干人

3 委員長は、前項第1号の委員とする。

4 委員は、学部長会の議を経て、学長が委嘱する。

(事務)

第8条 この規程に係わる事務は、研究支援センター事務室が担当する。

(この規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、学部長会及び常任理事会の議を経て、理事長が決定する。

附 則

この規程は、平成18年9月15日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年11月1日から施行する。

附 則 (北学総第2020-06949号)

この規程は、2020年10月8日から施行する。

北里研究所 2020-07024

100